

地区監査委員会規程

第1条 名称

当委員会は「地区監査委員会」と称する。

第2条 委員会の目的と役割

当委員会は、当該年度の年次財務報告書を監査し、当該年度ガバナーに報告することを目的とする。

地区補助金の運営について必要と認められるときは運営状況を監査する。

第3条 委員会の構成

当委員会は第4条により選任された会員2名（監査委員）で構成する。

第4条 委員の資格と任期

- 1 委員は、当地区内会員から当該年度ガバナーが指名することにより選任する。
ただし、当地区の財務委員会の委員（カウンセラーを含む）および当該年度のガバナー、会計長、およびガバナー輩出クラブの会員を指名することはできない。
- 2 任期は5年を超えることはできない。
- 3 委員のうち少なくとも1名は公認会計士の資格を有する者または監査業務に習熟した者とする。

第5条 カウンセラー

当委員会のカウンセラーは地区財務委員会を担当する者は兼任しない。

第6条 監査結果の報告

監査委員会は、当該年度の年次財務報告書を受領してから1ヶ月以内または8月末までに当該年度ガバナーに監査結果を書面にて報告しなければならない。

第7条 報酬

監査委員の報酬は、地区財務委員会を担当するカウンセラーと地区会計長が協議して年度が始まる前に決定する。

第8条 規程の改定

本規程の改定は地区戦略計画委員会と当委員会の協議の上、適用される年度のガバナーの承認により発効する。

本規程は2023年2月3日から発効し、2022-2023年度地区会計監査より適用される。